

いのちを大切に
したいから

ナースコールには
すぐに対応したい

患者さんの元気に
なりたい気持ちを
応援したい

毎日、笑顔で
接したい

これは医療・介護の職場で働く
わたしたちの願いです

しかし
今、

人手不足による過密労働と過酷な長時間夜勤で、
医療の安全と働くものの健康が脅かされています。

7割以上の看護職員が慢性疲労をかかえ

年間12万5千人が辞めていく…



1か月の夜勤回数が多い

●「夜勤日数を月8日以内に規制する」国の基本方針があります。しかし、依然として看護職員確保法・基本指針に抵触する月9日以上夜勤を行う看護師が全体の4分の1、10日以上夜勤を行う看護師も1割いるのが現状です。

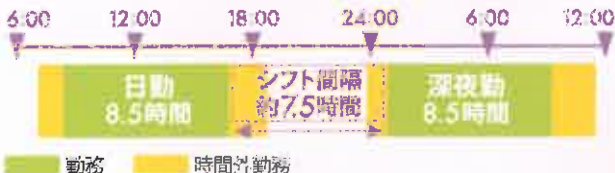
夜勤日数別の人数と割合
(3交替勤務)



(2012年夜勤実態調査)

次の仕事までの空き時間が異常に短い

●3交替には「日勤-深夜」、「準夜-日勤」という勤務間隔が8時間に満たないシフトがあります。このシフトでは残業や通勤に時間をとられ、十分に疲れがとれないまま再度出勤しなければなりません。



いのちをまもる職員に
十分な休息時間の確保を!

16時間夜勤は日本だけ 世界では非常識な長時間夜勤

●勤務間隔の短さや、夜勤日数の多さから「3交替よりまし」と2交替を選ぶ看護師もいます。しかし、多くの2交替は16時間を超える長時間夜勤となっています。

日本では、2交替の職場は増加傾向にありますが、2交替長時間夜勤は国際的にはまったく非常識な働き方で、世界の潮流に逆行しているのです。

2交替

例えば、
日勤 / 8:30 ~ 17:30
夜勤 / 16:30 ~ 9:00 等

3交替

例えば、
日勤 / 8:30 ~ 17:30
準夜勤 / 16:30 ~ 25:30
深夜勤 / 0:30 ~ 9:30 等

ILO(国際労働機関)看護職員・勧告

1日の労働時間は8時間以内、
次の仕事までの間隔は12時間以上

この国際的な水準を実現するには
どうすればよいのでしょうか?

夜勤改善と
大幅増員を!



夜勤は有害!だから 法規制と保護が必要です!

① 安全リスク

作業能力が酒気帯び状態より低下!!

夜勤・長時間労働は心身に大きな負担をかけ、注意力が低下し、事故発生率を高めます。

② 健康リスク

夜勤・交替制勤務は、働く人のリスクを高めます。睡眠障害や循環器系障害の他、人工照明を夜間浴びることで、乳がんや前立腺がんの危険も指摘されています。

労働時間は
週32時間以内に!

「正循環」で 体に優しい3交替勤務を!

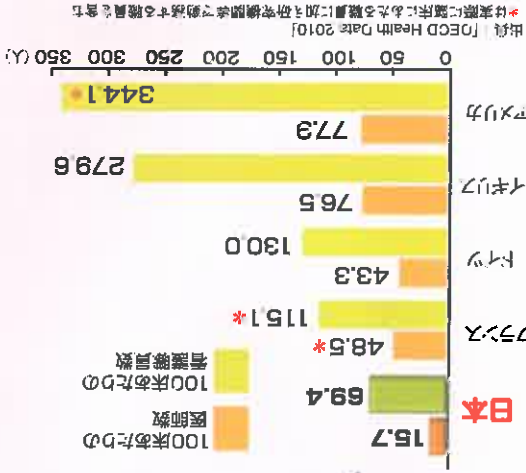
人間の生体リズムに逆行しない、「日勤→準夜→深夜」のように、時刻を遅らせていく「正循環」勤務を実現させましょう。

一週間の勤務の例



日本の医師・看護師不足は深刻です

こちらに少ない日本の医師・看護師員数



夜間は看護師1人で15人から20人を担当

アメリカは5人に1人

たとえば、アメリカのカリフォルニア州では看護師1人が何人の患者を受け持つか「最低人員配置比率法」で決められています。どの病院でも、どの時間でも下記の表の人員配置が法律で定められています。日本で多くの病院で夜勤は1人の看護師が、15人から20人の患者を担当しているのが現状です。

診療科	最低人員配置基準
内科-外科	5 対 1
小児科	4 対 1
精神科	6 対 1

カリフォルニア州の(The Ratio法(2004))

国際的にも高い日本の窓口負担

●日本の窓口負担は3割ですが、OECD諸国では、イギリス、ドイツなど13か国は原則無料です。実質的に無料でない国は、日本と国民皆保険がないアメリカだけです。

窓口負担が無料の国	窓口負担がイギリス	窓口負担がフランス	窓口負担がドイツ
イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オランダ	イギリス	フランス	ドイツ

窓口負担が低い国	窓口負担がオーストラリア	窓口負担がスウェーデン	窓口負担がニュージーランド
オーストラリア、スウェーデン、ニュージーランド、日本、韓国、台湾、香港、シンガポール、マカオ	オーストラリア	スウェーデン	ニュージーランド

出典：OECD報告「世界の医療改革制度」2004・明石書店 2005年発行に追加

私たちの要求(請願項目)

- 労働時間を1日8時間、勤務間隔12時間以上、週3時間以内に改善を!
- 医師・看護師・介護職員などの大幅増員を!
- 患者・利用者の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護の実現を!

私たちの署名にご協力下さい。

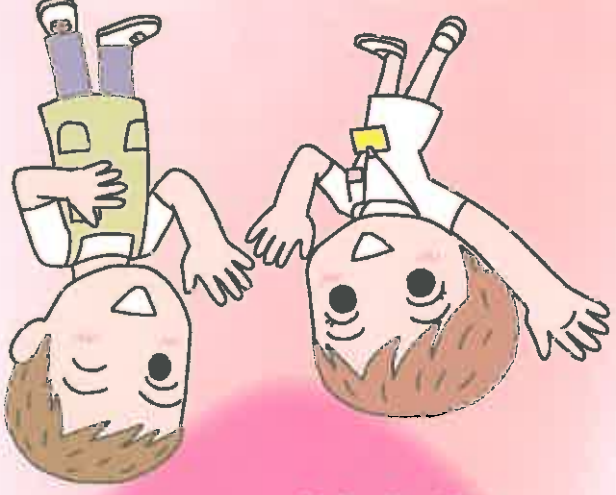


NI医療連

安全・安心の医療・介護の実現を!

いのちを大切にしたいから

あなたに知っていただきたいこと



NI医療連

(日本医療労働組合連合会)

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働組合館3階
TEL 03-3876-6871 FAX 03-3875-6270
ホームページ http://www.niuren.or.jp